

2024年7月1日

群馬県桐生市相生町二丁目 678 番地  
小倉クラッチ株式会社  
代表取締役 小倉 康宏

### 吸收合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

当社は、東洋クラッチ株式会社との間で締結した2024年3月13日付吸收合併契約に基づき、当社を吸收合併存続会社、東洋クラッチ株式会社を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項および同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

#### 記

##### 1. 本合併が効力を生じた日

2024年7月1日

##### 2. 吸收合併消滅会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

###### (1) 吸收合併をやめることの請求

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求について、該当事実はありません。

###### (2) 反対株主の株式買取請求

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

###### (3) 新株予約権買取請求

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行していないことから、該当事項はありません。

###### (4) 債権者の異議

吸收合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2024年4月22日、官報により債権者に対する公告を行い、また、2024年4月12日付で知り得る債権者に対して各別の催告を行ったところ、異議を述べた債権者はありませんでした。

##### 3. 吸收合併存続会社における次に掲げる事項に関する手続きの経過

###### (1) 吸收合併をやめることの請求

本合併は、会社法第796条第2項に基づく簡易合併であるため、本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 4 月 22 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に

関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

当社は、2024 年 7 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. 前各号に掲げる事項のほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

【別紙】

吸收合併に関する事前開示書面

2024年4月12日  
東洋クラッチ株式会社

2024年4月12日

東京都港区浜松町一丁目10番12号  
東洋クラッチ株式会社  
代表取締役 小倉 康宏

## 吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

当社は、2024年3月13日付で小倉クラッチ株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、小倉クラッチ株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第782条第1項および同法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併となります。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付はありません。

#### 3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付はありません。

#### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 5. 計算書類等に関する事項

##### (1) 吸収合併存続会社

###### ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- ③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

- ① 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7. 吸収合併契約等備置開始日後本合併が効力を生ずるまでの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

【別紙1】

吸 収 合 併 契 約 書



## 合併契約書

小倉クラッチ株式会社（以下「甲」という。）及び東洋クラッチ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の形式）

- 第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
- 2 合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### （1）吸収合併存続会社

（商号）小倉クラッチ株式会社  
（住所）群馬県桐生市相生町2丁目678番地

#### （2）吸収合併消滅会社

（商号）東洋クラッチ株式会社  
（住所）東京都港区浜松町1丁目10番12号

### （本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 第2条 乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### （増加すべき資本金及び準備金等）

- 第3条 本合併により、甲の資本金及び準備金等の額は増加しない。

### （合併の効力発生日）

- 第4条 本合併の効力発生日は2024年7月1日とする。ただし、本合併の手続の進行上必要がある場合は、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

### （株主総会決議）

- 第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

### （従業員の引継ぎ）

- 第6条 甲は、乙の従業員全員を本合併の効力発生日において、甲の従業員として引継ぐものとする。

### （会社財産の善管注意義務）

- 第7条 甲及び乙は本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の管理運営をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、甲及び乙は、協議し合意のうえ、これを実行する。

### （本合併条件の変更及び本契約の解除）

- 第8条 本契約締結の日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかになつた場合は、甲及び乙は、協議し合意のうえ、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### （協議事項）

- 第9条 本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2024年3月13日

甲：

桐生市相生町2丁目678番地  
小倉クラッチ株式会社  
代表取締役社長 小倉康宏



乙：

東京都港区浜松町1丁目10番12号  
東洋クラッチ株式会社  
代表取締役社長 小倉康宏

